やまがたグローバル共創企業

GLOBAL

お問合せ・申請先

山形県産業労働部産業創造振興課（地域産業振興担当）
〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号
TEL：023-630-2364　FAX：023-630-2128
やまがたグローバル共創企業

FSC
www.fsc.org
ミックス
紙 | 責任ある森林管理を支えています
FSC® C170021

やまがたグローバル共創企業

GLOBAL

やまがたグローバル共創企業 認定制度のご案内

外国人材を雇用し、「従業員の能力・士気向上」
「人材定着」「自社の成長」「地域社会との共生」に向けた
取組を進めている企業を、山形県が応援します！

山形県

やまがたグローバル共創企業認定制度とは

外国人材を雇用し、「従業員の能力・士気向上」「人材定着」「自社の成長」「地域社会との共生」に向けた取組を進めている企業等を県が認定する制度です。

認定により、自社の取組ＰＲやイメージ向上につながるほか、外国人材を含む多様な人材の獲得・定着などが期待されます。

企業と外国人材、そして地域が互いに協力し合い、ともに成長していけるよう、「やまがたグローバル共創企業」と名付けました。

対　象

山形県内に活動拠点を有する企業、事業所、法人、団体等（国及び地方公共団体を除く。）で、外国人材を１名以上雇用していること。

認定区分

右のチェックリストを確認。取組段階に応じて３つのランクに区分されます。

グローバル認定
必須の取組を含め、
7以上の取組
を実施している企業等

ゴールド グローバル認定
必須の取組を含め、
10以上の取組
を実施している企業等

ダイヤモンド グローバル認定
13の取組全て
を実施している企業等

認定の主なメリット

- メリット 01　**認定マークの使用**　自社ホームページや名刺などで使用できます。
- メリット 02　**認定企業の紹介**　山形県就職情報サイトへの掲載等、あらゆる場面で紹介します。
- メリット 03　**山形県商工業振興資金融資制度における優遇金利の適用（令和９年度～）**

※そのほかのメリットは、県ホームページをご覧ください。

認定までの流れ

01 県に申請書を提出 → 02 審査（現地調査） → 03 認定（有効期間：3年）

※令和8年度の申請期間は、令和8年 11 月 26 日から 12 月 28 日までとなります。

認定要件チェックリスト

	取組	該当
人事・給与	【必須】給与体系や福利厚生等について、日本人と外国人材とで同等の制度となっている。	☐
	外国人材を役員※1 又は管理職※2 に登用している。 ※1 会社法第 329 条第 1 項に規定する「役員」 ※2 労働基準法第 41 条第 2 項に規定する「管理監督者」	☐
	定期的に面談を実施して具体的なキャリアプランを提示するなど、キャリアアップできる環境整備に取り組んでいる。	☐
職場環境・社内理解	【必須】業務内容や職場での人間関係等を相談できる体制（相談窓口の設置、メンター制度等）を整備している。	☐
	社内規定（就業規則、業務マニュアル等）を多言語化している。	☐
	風通しの良い職場環境づくり（異文化理解に関する研修、社内レクリエーション等の実施）に配慮している。	☐
企業・従業員の成長への寄与	【必須】外国人材の雇用を契機とした組織の活性化や新たな事業展開などの企業成長に向けた取組を実施している。	☐
	語学学習や業務に必要な資格取得など、従業員のスキルアップへの支援を行っている。	☐
生活環境支援	【必須】外国人材が地域コミュニティと交流する機会（行事、イベント、清掃活動などへの参加）を設けている。	☐
	【必須】生活マナーやゴミ出しのルールなど、日常生活を送る上での留意点等について、定期的に確認・説明を行っている。	☐
	社員寮や借り上げ住宅の整備など住居の確保に関する支援、又は家賃補助や引っ越し費用の補助など経済的な支援を行っている。	☐
	日常生活（各種行政手続き、医療・介護等）やライフイベント（結婚、出産・育児、住居購入等）に係る情報提供、サポート体制を整備している。	☐
	山形県外国人相談ワンストップセンターなど、生活支援に関する相談窓口の情報提供を行っている。	☐

▶必須の取組を全て満たしている ☐

▶該当する取組数 ＿＿＿項目
- ①グローバル認定（7～9 項目） ☐
- ②ゴールドグローバル認定（10～12 項目） ☐
- ③ダイヤモンドグローバル認定（13 項目） ☐